

# 建設業官民合同パトロールを実施しました

～令和3年度 官民合同建設業パトロールの実施について～

建設業年末年始労働災害防止強調（12月1日～1月15日）の期間中である、12月16日（木曜日）に宮古労働基準監督署（署長 津田 太郎）及び建設業労働災害防止協会沖縄支部宮古分会（分会長 平良 正樹）は、管内の建設現場に対して官民合同によるパトロールを実施しました。

宮古労働基準監督署管内における建設業の労働災害（休業4日以上）は、令和2年確定値で9人と全産業の占める割合の17.64%を占めており、県平均の13.16%を超えて高いことを踏まえ、労働災害防止対策の一環として実施しました。

今年は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から指導員の健康状態を確認後、マスクやアルコール消毒などの感染防止対策を講じ、平良地区、城辺地区、伊良部地区の宮古島全域にパトロールを実施しました。

（出発式で挨拶をする津田署長）



〈出発式にて指差呼称を行っている安全指導員〉

パトロールでは、移動式クレーンや車両系建設機械等の重機による災害、高所からの墜落・転落災害、発生すると重篤な結果となる崩壊・倒壊災害の死亡災害等の重篤な災害につながる3大災害撲滅を呼びかけました。

宮古労働基準監督署では建設業に対する労働災害防止の取り組みとして、今後も建設業労働災害防止協会と協力した活動を進めていきます。